

学童保育制度の拡充を求める請願書

2009年 6 月 日

名古屋市会議長
様

紹介議員

請願人

〒456-0006 名古屋市熱田区沢下町 9 - 7
名古屋市学童保育連絡協議会
会長 塩谷 昇
TEL:052-872-1972 FAX:052-872-1974

【請願理由】

しょうがいのある子どもに関して、障害者自立支援法附則第3条の「3年後の見直し規定」などにより、しょうがいのある子どもの放課後等の施策に関しても、2008年7月22日に出された「障害児支援の見直しに関する検討会報告書」を受けて、同年12月13日には「社会保障審議会障害者部会報告」が出されました。これらの報告書とともに、2009年2月12日に与党障害者自立支援に関するプロジェクトチームによる「障害者自立支援法の抜本見直しの基本方針」を踏まえて、「障害者自立支援法等の一部を改正する法律案」が提案されました。ここには、学童保育との連携を深めることが盛り込まれています。

名古屋市でも多くのしょうがいのある子どもが、学童保育所で生活していますが、人的にも施設のにも受け入れが進まない状況もあります。

2008年2月には、厚生労働大臣と内閣府少子化対策特命大臣が「新待機児童ゼロ作戦」を推進していくと発表し、学童保育の利用児童数を10年間で現在の3倍の213万人にするとしました。また、国は量的な拡充に力を入れながら、2010年度からは71人以上の学童保育は補助対象と認めないなど、質的転換も徐々に進めています。

次世代を生み育てていく社会の一環として、学童保育を必要とする子どもがしょうがいがあってもなくても全員入所できるよう、学童保育施策の充実を願いここに請願いたします。

【請願項目】

保護者負担を軽減し、必要とする家庭の子どもが学童保育を利用できるよう、現行制度を改善して下さい。

(1)しょうがいのある子ども一人からの補助金を現行の687,000円から、

現在国の補助金額である1,421,000円以上にして下さい。

(2)しょうがいのある子どもに必要な施設・設備を整えられる施策を実施して下さい。

